## 喀痰吸引等研修受講対象者

以下の1~3の受講要件を全て満たす者とする。

- 1 県内の以下の施設・事業所に勤務している介護職員等であること。
- (1) 介護保険法に基づく介護老人福祉施設(地域密着型含む。)、介護老人保健施設、 認知症対応型共同生活介護、訪問介護事業所、短期入所生活介護事業所等
- (2) 老人福祉法に基づく有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム (但し、 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護技術講習の指定を受けている 事業所 に限る。)
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害者施設、児童福祉法に基づく障害児施設
- 2 下記の基準を満たす実地研修先を確保できること。 原則として受講者が所属する施設・事業所又は利用者宅において、実地研修を行うことができること、ただし、系列及び協力施設・事業所又は利用者宅においても可とするが、 必ず施設長管理者が最終的な責任を持って安全確保のための体制の整備を行い、利用者の安全を第一に実施すること。
- (1) たんの吸引等を必要とする者とその家族の協力(同意)が得られること。
- (2) 医療、介護等の関係者による連携体制があること。
- (3)施設等に指導者講習を受講した指導看護師等がいること。
  - ※指導看護師等とは、下記の講習を受講し修了証の交付を受けた者。
  - ・平成22年度厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等よるたんの 吸引 等の試行事業(不特定多数)」における指導者講習修了者
  - ・平成23年度~令和4年度の和歌山県喀痰吸引等指導者(実地研修)講習修了者
- (4) たんの吸引及び経管栄養の対象者が適当数入所又はサービスを利用していること
- (5) 施設又は事業者の責任者及び職員が実地研修の実施に協力できること。
- 3 研修日程を全て受講できる者
- (1) 基本研修(講義) 50時間(但し、医療的ケア50時間修了者は省く。)
- (2) 基本研修(演習) 規定の回数を実施し、評価基準に達するまで行うこと。 (演習時に指導看護師等の同伴が可能であること。)
- (3) 実地研修 定められた期間に実地研修を実施すること。